

## 飯塚市地域公共交通協議会委託業務業者選考委員会要綱

### (設置)

第1条 飯塚市が発注する飯塚市コミュニティバス運行関連業務委託について、その入札人を厳正かつ公平に選定し、もって業者指名の適正を期するため、飯塚市地域公共交通協議会委託業務業者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) コミュニティバス運行委託業者の選考に関する事項及び入札人の指名に関する事項
- (2) 予約乗合タクシー運行委託業者の選考に関する事項及び入札人の指名に関する事項
- (3) 予約乗合タクシー予約受付業務委託業者の選考に関する事項及び入札人の指名に関する事項
- (4) 予約乗合タクシー予約管理システム業者の選考に関する事項及び入札人の指名に関する事項
- (5) 街なか循環バス運行委託業者の選考に関する事項及び入札人の指名に関する事項
- (6) 前5号に掲げるもののほか、委託業者に関する事項

### (組織)

第3条 委員会は、飯塚市地域公共交通協議会会長及び同協議会より推薦を受けた委員をもって組織する。

### (委員長)

第4条 委員長は、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長が必要であると認めるときは、関係者の意見を求めることができる。

### (報告)

第6条 委員長は、委員会の審議結果を協議会に報告しなければならない。

(事務処理)

第7条 委員会の事務処理に関し必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、飯塚市地域公共交通協議会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月19日から施行する。